

慶良間諸島国立公園（仮称）海域公園地区における指定動植物（案）の概要

1. 背景

慶良間諸島及び周辺海域は、多様なサンゴが高密度に生息するサンゴ礁生態系、クジラの繁殖海域、透明度の高い海、砂浜を有する多島海景観などの多様な海域景観を有するため、それと一体的な特徴的な亜熱帯性動植物からなる陸域生態系を有する区域とともに、我が国を代表する傑出した自然の風景地として、本年度中に慶良間諸島国立公園（仮称）として指定することを検討しています。

このため、慶良間諸島海域公園地区において、自然公園法第 22 条 3 項第 2 号の規定に基づき指定する区域及び動物（以下「採捕規制区域及び採捕規制動植物」という。）を定め、捕獲等の規制を行うことで慶良間諸島国立公園（仮称）の海域景観及び生態系の保護強化を図るもの。

2. 採捕規制区域及び採捕規制動植物

採捕規制区域

慶良間諸島海域公園地区のうち、チービシ及び前島周辺海域を除く区域（東経 127 度 26 分の経度線以西に位置する海域公園地区） 5,307ha

採捕規制動植物

サンゴ類：41 科 1 種、ヒトデ類等その他：7 種

魚類：1 属 118 種、ウミヘビ類：3 種、

3. 採捕規制区域及び採捕規制動植物の指定理由

慶良間諸島海域公園地区のうち特に重要であり、オニヒトデや白化、捕獲等の要因によって種数及び生息数の減少が懸念される海域（東経 127 度 26 分の経度線以西に位置する海域公園地区）を採捕規制区域として指定する。

また、採捕規制動植物は、学術的価値のある種、海域景観の構成上特筆すべき重要な種、固着性があり観賞用で採取されるおそれの高い種のうち、有識者や地元関係者へのヒアリング、文献及び現地調査をふまえ、漁業対象種を除いたサンゴ類、魚類等の動植物を指定する。